参加者、　五名　（三井物産労働組合）

争議経過、
従業員中五ノ名ハ三井物産労働組合ノ存在ヲ知リ、其ノ趣旨ニ賛シ
提出シ十一月二日要求書ヲ提出シ其ノ後、従業員ノ一部ガ監督
者ニ対シ反動ヲ起シ、他従業員ヲ煽動シ会社ニ対抗シ、組合ノ組織
ノ破壊ヲ策動中会社側ハ却ッテ之ヲ切リ、主謀者添田ヲ解
雇セシメタルモノナリ。

結果ヲ得、
一、包装発送ハ雑貨部雑誌発送ノ監督ヲ従業員ノ互選ニ任セタリ
二、食費ヲ十四日ヨリ一ヶ月二回ニ支給セシメ、但シ外食請求ニ応ズル事、
三、書籍発送部ノ勤務、
(一) 従業員ノ時間外手当ハ割増二十五銭支出セシメタリ
(二) 人員不足ニ付二人増加セシメタリ。

四、雑誌運搬部ノ勤務、
(一) 人員二人増加セシメタリ
(二) 駅廻手当三円支給セシメタリ、
五、書籍運搬部ノ勤務、
(一) 従来ハ二人ニテ一人前ノ仕事ヲシテ来タル者ニ二十七円ノ給料ヲ支給セシメタリ
(二) 手当三円支給セシメタリ
六、雑誌発送部ノ勤務、
(一) 発送場ヲ拡ゲシメタリ
七、業務上ニ於テ起ル疾病傷害ハ会社之ヲ負担セシメタリ、
八、此ノ問題ニ付従業員ハ職員ヲ解雇サセザルコト、
会社側ニ於テハ職員ノ労働者側ヨリノ防衛ニ対シ要求実行中ナリ一段ハ
監督者ハ従業員側ヨリ適任者ヲ推薦セシムル事トナリ、・・・藤沢ガ
従来ナキ選挙権ハ一回ノ食費増給位ハ大丈夫ガノ意味ニ於テ増

財團法人協調會
財團法人協調會